

静岡県警察職員の職名呼称に関する規程

(昭和29年8月13日県本部訓令第14号)

第1条 この規程は、静岡県警察職員の人事管理上その他必要な場合の職名の呼称について定めることを目的とする。

第2条 警察職員の身分を表示する場合の職名の呼称は、次の各号によるものとする。

- (1) 地方警務官たる警察官は、その階級のみを呼称する。
- (2) 地方警察職員たる警察官は、その階級に「静岡県」と附して「静岡県警視」「静岡県警部」等とする。
- (3) その他所要の職員は、その職名のみを呼称する。

附 則

この規程は、昭和29年7月1日から適用する。

附 則 (昭和36年12月26日県本部訓令第22号)

この訓令は、昭和36年12月26日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日県本部訓令第14号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。